

総人恩総第303号

平成23年3月31日

(別 記) あて

総務大臣

国家公務員退職手当法の運用方針（昭和60年4月30日総人第261号）の一部改正について（通知）

国家公務員退職手当法の運用方針（昭和60年4月30日総人第261号）の一部を下記のとおり改正し、平成23年4月1日以降、これにより取り扱うこととするので通知します。

記

第五条関係に次の1号を加える。

七 施行令第四条及び第五条に規定する「各省各庁の長等」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長及び特定独立行政法人の長をいう。

第六条の四関係第三号中「第十三条」を「第二十七条第一項」に改め、「」の規定による育児休業（」の下に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）附則第七条の規定による改正前の」を加える。

第十三条関係第四号中「異議申立て」を「不服申立て」に改める。

第十七条関係第四号中「所得税額」の下に「及び住民税額」を加える。

以 上

(別 記)

内閣官房長官

内閣法制局長官

人事院総裁

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

会計検査院長

最高裁判所長官

衆議院事務総長

参議院事務総長

国立国会図書館長

独立行政法人国立公文書館長

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長

独立行政法人統計センター理事長

独立行政法人造幣局理事長

独立行政法人国立印刷局理事長

独立行政法人国立病院機構理事長

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長